



男女共同参画推進委員会

第121回

21年が過ぎて思うこと

安中市男女共同参画推進委員会委員

野口 晴美

平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が制定され、すでに21年が経過しました。「男女共同参画」という言葉自体は社会の中に浸透してきたように思いますが、報道によると、いまだに多くの分野における女性の参画が遅れており、男女共同参画基本計画の中で政府が設定している目標値に達成していない指標も多いとのこと。法制度面の整備が進められてきましたが、男女共同参画社会へ男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に至るまでの道のりは、まだ遠いのかもしれません。

進んでいけば近づいていくことが出来るはずです。

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や人口減少などによる社会経済状況の変化に対応していくための緊要な課題とされています。ただ、そのためだけではなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮でき、自分らしく生き生きと暮らせる社会にしていくためにも、これからも継続的な取り組みを行っていくことが大切ではないかと思えます。

ところで、今回のリレーエッセイの原稿依頼を受け、締切日を忘れないようにと職場の卓上カレンダーの2月17日に「男女共同参画 原稿×切」と書き込みながら、男女共同参画社会基本法の制定当初に、「共同」を「協働」と間違えたことがあったと思ひ出しました。「協働」という言葉もまた、今では広く浸透し、社会に欠かせない要素となつていていると思います。安中市男女共同参画計画(第3次)の中でも度々使われており、「基本目標V…男女共同参画推進の体制づくり」では、市民・団体・企業・行政が協働しながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、総合的・計画的に施策を推進するとともに、その体制を確立する、とされています。今回改めて、男女共同参画社会の実現に向けた協働の重要性を強く感じました。

安中市消費生活センターからのお知らせ

販売サイトで契約内容をよく確認！
定期購入トラブル

【事例】

ネットの広告を見て、特別価格約3千円の商品を購入した。肌に合わず、使用をやめていたが、商品が再び届き、定期購入だと初めて気づいた。すぐに事業者へ解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でも高い。申し込み時には、定期購入だとわからなかった。どうにかならないか。



【Q&Aアドバイス】

- ☆1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
- ☆通信販売の返品や解約については、原則として事業者の規定に従うことになります。
- ☆詳細な契約内容は、「特別価格」、「初回無料」、「お試し」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- ☆「解約の申し出は次回発送日の○日前まで」、「最低○回分の購入が条件」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。

資料提供…独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。
相談日時▼月(金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分

(☎)382-2228

問合せ▶困地域創造課市民協働係(☎内線1027)